



福県医発第1368号(地)

平成15年10月24日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次 郎



平成15年度の地方交付税における学校保健関係の財源措置について

標記の件につきまして、文部科学省より日本医師会を通じ別紙のとおり通知
がありましたのでお知らせいたします。

(地Ⅱ109)

平成15年10月9日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國 雄



平成15年度における学校保健関係の地方交付税措置について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は学校保健活動につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から都道府県教育委員会等に対し「平成15年度学校保健関係事業の推進について」の通知が行われ、平成15年度における学校保健関係の地方交付税措置の内容が明らかになりましたので、写しを送付申し上げます。

なお、交付税の算定方法については、地方団体の財政運営の自主性・主体性を高める方向で簡明化が推進されておりますことを申し添えます。





事 務 連 絡
平成15年10月1日

各都道府県・指定都市教育委員会
学校保健主管課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

平成15年度学校保健関係事業の推進について

近年における、都市化、情報化、環境破壊等、児童生徒を取り巻く急激な社会環境の変化や自然環境の著しい変化に伴い、いじめ、不登校、性の逸脱行動、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患、薬物乱用等の健康課題に対応することが重要な課題となっており、このような課題に的確に対応するとともに、児童生徒の健康の保持増進について積極的に推進する必要があります。

については、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、貴管下の市区町村教育委員会に対し、この趣旨の周知徹底と適切な御指導をよろしくお願いします。

なお、平成15年度における学校保健関係の地方交付税措置の主な内容については、別添のとおりであります。

(本件連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

TEL 03-5253-4111 (代表)

○学校医等の報酬

○公立学校教職員保健管理費

学 校 保 健 係 (内線2918)

○可燃ごみ回収委託費

企画・健康教育係 (内線2695)

1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬が措置されていること。

【普通交付税】

[道府県分]

(1) 高等学校費：学校医 3 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名	1,030千円
(2) 特殊教育諸学校費：学校医 5 名、学校薬剤師 1 名	1,276千円
(3) その他の教育費（大学費）：学校医 3 名	657千円

[市町村分]

(1) 小学校費：学校医 3 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名	1,057千円
(2) 中学校費：学校医 3 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名	1,030千円
(3) 高等学校費：学校医 3 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名	1,030千円
(4) その他の教育費（幼稚園費）：校医及び学校薬剤師	2,368千円

2 公立学校教職員保健管理費が措置されていること。

【普通交付税】

(1) 道府県分：[その他の教育費（総務調査費）]	4,990千円
(2) 市町村分：[その他の教育費（教育委員会費）]	1,130千円

3 学校で生じる可燃ごみの回収に係る委託に要する経費が措置されていること。

【普通交付税】

(1) 道府県分：[その他の教育費（保健体育費）]	11,179千円
(2) 市町村分：[その他の教育費（保健体育費）]	2,707千円